

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 八年 五月二十六日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紫波循環器内科クリニック	紫波郡紫波町日詰東裏二〇番地一	令和八年六月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年五月二十六日

東北厚生局長

尾崎俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
江刺青葉調剤薬局	奥州市江刺西大通り四番二四号	令和八年五月一日